



鳥取県公報

平成 30 年 11 月 20 日(火)
第 9 0 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗の新設の届出 (651) (企業支援課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (652) (〃) 3
	一般国道の区域の変更 (653) (道路企画課) 4
	一般国道の供用の開始 (654) (〃) 4
	県道の供用の開始 (655) (〃) 4
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (656) (治山砂防課) 5
	採石法による採取計画の認可の公表 (657) (鳥取県土整備事務所) 5
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (658) (〃) 5
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (659) (〃) 6
	土地改良区の役員の就退任 (660) (中部総合事務所農林局) 6
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (661) (会計指導課) 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 7

告 示

鳥取県告示第651号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）西松屋鳥取千代水店・セブン-イレブン鳥取千代水4丁目店
鳥取市千代水四丁目11ほか
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社玉川 代表取締役 玉川 政一
鳥取市商栄町251-8
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史 兵庫県姫路市飾東町庄266-1
田中 浩史 鳥取市千代水四丁目11
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年7月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,044平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 38台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 18台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 70平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 13.85立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
終日
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
終日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 4か所
イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
平成30年11月12日

- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成30年11月20日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン新鳥取本店
鳥取市安長71-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社FGB 代表取締役 藤原 正
鳥取市千代水一丁目17
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) デオデオ新鳥取本店
変更後 エディオン新鳥取本店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア 変更前 株式会社デオデオ 代表取締役 友則 和寿 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
変更後 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
 - イ 変更前 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
変更後 株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
 - ウ 変更前 株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
変更後 株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
株式会社ヒマラヤ 代表取締役 後藤 達也 岐阜県岐阜市江添一丁目1-1
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称
平成24年10月1日
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア 3(2)アの変更 平成21年10月1日
 - イ 3(2)イの変更 平成22年10月1日
 - ウ 3(2)ウの変更 平成27年3月27日
- 5 届出年月日
平成30年11月1日
- 6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

平成30年11月20日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年11月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
181号	西伯郡伯耆町吉定字下大割599-1地先から米子市八幡字畑田726-1地先まで	変更前	7.9~61.2	5,677.0
	西伯郡伯耆町坂長字村上1076-1地先から米子市八幡字東六反田678-7地先まで		16.8~64.3	1,722.0
	西伯郡伯耆町吉定字下大割599-1地先から米子市八幡字畑田726-1地先まで	変更後	7.9~68.1	5,618.0
	西伯郡伯耆町吉定字茶屋ノ向790地先から米子市諏訪字東ホッ立1686地先まで		11.5~155.0	4,656.0

鳥取県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年11月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
181号	西伯郡伯耆町吉定字茶屋ノ向790地先から同町坂長字村上1076-1地先まで	平成30年11月23日

鳥取県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年11月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
-----	-----	---------

福永由良線	東伯郡琴浦町大字大杉字西前520-1地先から同町大字山田字横河 479-3地先まで	平成30年11月20日
-------	--	-------------

鳥取県告示第656号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

天神地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字森字下天神谷626-1	1号及び2号
東伯郡三朝町大字本泉字水ノ手578	3号
東伯郡三朝町大字本泉字水ノ手580	4号
東伯郡三朝町大字本泉字水ノ手792地先道路敷	5号
東伯郡三朝町大字本泉字水ノ手785	6号
東伯郡三朝町大字本泉字天神河原588-1	7号
東伯郡三朝町大字森字天神585-8	8号

鳥取県告示第657号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月20日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
みつい開発株式会社 代表取締役 田中 利己	岩美郡岩美町大字白地24-3	岩美郡岩美町大字牧谷字鳥井元848外7筆 (2,831.81平方メートル)	風化花崗岩 (6,469.63立方メートル)	平成30年11月12日から 平成32年3月31日まで	平成30年11月12日

鳥取県告示第658号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月20日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社湯川	鳥取市湖山町	鳥取市伏野字駅前	砂 (2,081.99立方)	平成30年11月8日	平成30年11月8日

建設 代表取締役 湯川 繁	東四丁目90	2405、2406－1、2395 －1 (1,863平方メー トル)	メートル)	から平成31年11月 7日まで	日
---------------------	--------	--	-------	--------------------	---

鳥取県告示第659号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月20日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社湯川建設 代表取締役 湯川 繁	鳥取市湖山町東四丁目90	鳥取市賀露町西一丁目2898－2外3筆(3,957平方メートル)	砂(10,415.78立方メートル)	採取の期間	平成28年8月1日から平成30年7月31日まで	平成28年8月1日から平成30年12月31日まで	平成30年10月29日
〃	〃	〃	〃	採取跡地埋戻計画(表土の埋戻材)	掘削前の表土	土砂	〃
〃	〃	〃	〃	採取跡地埋戻計画(地下水位線上部の埋戻材)	砂	〃	〃

鳥取県告示第660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり富海土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年11月20日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 和 泉 薫 倉吉市富海725
 - 〃 山 崎 巖 倉吉市富海504
 - 〃 前 田 恭 孝 倉吉市富海586
 - 〃 牧 田 徹 倉吉市富海695
 - 〃 数 馬 豊 倉吉市富海819－2
 - 監事 藤 川 嘉 昭 倉吉市富海254
 - 〃 林 圭之助 倉吉市富海730
- 平成30年11月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 前 田 恭 孝 倉吉市富海586
- 〃 和 泉 博 伸 倉吉市富海725

〃 藤原光博 倉吉市富海590-1
〃 牧田 徹 倉吉市富海695
〃 数馬 豊 倉吉市富海819-2
監事 林 圭之助 倉吉市富海730
〃 藤原正夫 倉吉市富海910-1
平成30年11月11日就任 任期4年

鳥取県告示第661号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
とっとり電子申請サービスを使用してクレジットカードにより納付された歳入金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
課長補佐 木島 三樹哉
- 3 委任期間
平成30年11月20日から平成31年3月31日まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年11月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 遺失物管理システム賃貸借及び保守業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年10月24日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社鳥取支店
鳥取市扇町7
- 5 契約金額 月額1,101,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271